

異動届（増）添付書類一覧（詳細・チェックリスト）

	マイナンバーによる情報照会（所得証明等）の 実施を希望する場合（※1）	マイナンバーによる情報照会（所得証明等）の 実施を希望しない場合
所得証明の有無	●所得証明書、課税（非課税）証明書 添付不要（※2）	●所得証明書、課税（非課税）証明書 添付要

（※1）マイナンバーによる情報照会を希望された場合、マイナ保険証の利用登録、資格確認書の発行に時間を要します（以下共通）。
 （※2）海空運健保がマイナンバーを未収録である場合や照会の結果、所得情報を取得できない場合は添付書類の提出が必要になる場合があります。

- ・必要に応じて扶養能力、生計維持関係を把握するため、下記以外の確認書類を求められることがあります。
- ・戸籍謄（抄）本や住民票など公的機関で発行されたものは、**提出日から90日以内に発行されたものをお願いします（世帯全員の続柄が省略されていないもの）。**

必要添付書類の例（コピーと指定していないものは原本が必要です。）	収入	①無収入の方	●所得証明書 または ●課税（非課税）証明書 ※高校生以下、全日制の学生の方（大学、専門学校等）は不要。 ※収入が0円であっても、0円である証明が必要。 ※現在無職でも直近1年間に就労していた場合は、以下の「離職者」に記載がある書類が必要
		②パート・アルバイト収入のある方	次の②、① ②●所得証明書 または ●課税（非課税）証明書 次のいずれか ①●雇用契約書（コピー）または ●給与等支払証明書 【契約変更等による収入減少に伴い加入する場合】 次のいずれか ●健康保険の資格喪失証明書 および ●契約変更後の雇用契約書（コピー） ●契約変更後の雇用契約書 または 給与等支払証明書
		③自営業や農業・漁業従事者等や不動産収入がある方	●直近の確定申告書（コピー）および ●収入の内訳が確認できる書類 ※税務書の受付印または電子申請の受付の表示のあるもの。 ※青色申告の場合は「青色申告決算書」、白色申告の場合は「収支内訳書」等
		④年金収入のある方	●直近の年金額改定通知書（コピー）または ●直近の年金額振込通知書（コピー）
		⑤傷病手当金、出産手当金を受給中の方	●支給決定通知書（コピー） ※支給期間が明記されているもの
	離職者	会社を退職された方	次の②、① ②退職日が確認できる書類（いずれか1つ） ●離職票（コピー） ●勤務先の発行した退職証明（コピー） ●健康保険の資格喪失証明書 ●源泉徴収票（コピー）等 ①離職後1年以内の場合（公務員であった場合は不要） ●雇用保険（失業給付金）に関する誓約書 ※雇用保険（失業等給付金）の受給が終了した場合は「支給終了」が記載された雇用保険受給資格者証の（コピー）。
		在学者	全日制の学生の方（大学、専門学校等）
	在学者以外の子	高校・大学・専門学校等卒業後に就労していない子、就労しているが収入が扶養限度額内の子、夜間制の学校に通学している子、退職した子、養子である子	次の②、① ②●所得証明書 または ●課税（非課税）証明書 ①●続柄が確認できる世帯全員の住民票
	仕送り	別居している方	次のいずれか（申請前1カ月分） ●銀行（郵便）振込の控え ●現金書留の控え ●預金通帳（コピー）等 ※配偶者・全日制の学生（大学、専門学校等）、高校生以下の子は不要 ※年間収入を上回る仕送りが確認できること ※振込者と受取者の名前・金額が確認できること
	夫婦被保険者	子を扶養にする場合で、海空運健保で配偶者が被扶養者として認定されていない方	●夫婦共同扶養収入等確認書 ※ひとり親の場合は、被扶養者（異動）届にその旨をご記入ください。
同居	被保険者と同居が要件となる方	●住民票 および ●戸籍謄（抄）本	
続柄確認が必要な方	父母・祖父母・曾祖父・兄弟姉妹等（全日制の学生・高校生以下の方以外）、養子、連れ子、離婚による子、海外在住の方、被保険者と苗字（ファミリーネーム）が異なる方	次のいずれか ●戸籍謄（抄）本 ●続柄が確認できる世帯全員の住民票（同居の場合） ※離婚による子の申請の場合、加入していた健康保険の「資格喪失証明書」（国民健康保険加入の場合は不要）	
	内縁関係の配偶者の方	夫婦両方の戸籍謄（抄）本 および 住民票（妻（未届）や夫（未届）等の続柄記載があるもの）	
外国籍	外国籍の方	●在留カード（両面コピー） ※苗字（ファミリーネーム）が被保険者と異なる場合は、続柄の確認のため「住民票」	
海外在住	被扶養者が海外在住の方	●続柄が確認できる世帯全員の住民票 ●生計維持関係の確認書類 ●海外特例要件に該当することを証明する書類 【海外留学をしている学生の場合】 査証（ビザ）、学生証（コピー）、在学証明書、入学証明書（コピー）等 【ボランティア活動その他就労目的以外で海外渡航している方の場合】 査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書（コピー）	

●扶養することになった場合に必要な書類、添付書類のチェックリスト

◎該当する場合に必要な書類

- 在学者（高校生以下は除く）・・・ 在学証明書（コピー）
- 外国籍の方・・・ 在留カード（両面コピー）
- 年金受給者・・・ 直近の年金額改定通知書（コピー）または 直近の年金額振込通知書（コピー）
- 自営業者、不動産収入等ある方・・・ 直近の確定申告書（コピー） 収入の内訳が確認できる書類（コピー）
- 退職された方・・・ 退職日がわかる証明書（コピー） 雇用保険（失業等給付金）受給に係る誓約書
- パート、アルバイトの方・・・ 雇用契約書（コピー）または 給与等支払証明書
- 苗字（ファミリーネーム）が相違する方・・・ 戸籍謄（抄）本 または 続柄が確認できる世帯全員の住民票
- 傷病手当金、出産手当金が支給されている方・・・ 支給決定通知書（コピー）

	主な必要書類	特記事項
㉗ 無収入の配偶者を扶養に入れる場合（夫・妻）	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増） <input type="checkbox"/> 現況届 <input type="checkbox"/> 所得証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は無職でも直近1年以内に収入があった場合など、以下の㉘の「離職者」を参考に必要な添付書類を併せてご提出ください。
㉘ パート・アルバイト等の収入がある場合	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増） <input type="checkbox"/> 現況届 <input type="checkbox"/> 所得証明書等 <input type="checkbox"/> 雇用契約書（コピー）または 給与等支払証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書から年収の判断が出来かねる場合は「給与等支払証明書」をご提出ください。 <p>例）【給与等支払証明書が不要な場合】 雇用契約書：時給：1,500円 勤務時間：4H 勤務日：週3日（月・水・金）⇒ 年収約86万円</p> <p>【給与等支払証明書が必要な場合】 雇用契約書：時給：1,500円 勤務時間：9～17時の間 勤務日：シフト制による等 ⇒ 年収判断不明</p>
㉙ 離職者で失業給付金を受給する場合	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増） <input type="checkbox"/> 現況届 <input type="checkbox"/> 退職証明書（退職日が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 住民票（夫・妻は不要） <input type="checkbox"/> 所得証明書等 <input type="checkbox"/> 雇用保険（失業等給付金）受給に係る誓約書 <small>※離職後1年以内に扶養手続きを行う場合（公務員であった場合は不要）後日、マイナンバーによる情報照会の結果、失業給付金の受給額が扶養認定の基準を超えていたことが判明した場合は遡って扶養の認定を削除する場合があります。</small>	<p><手続きの流れ></p> <p>①退職日の翌日から海空運健保に扶養加入の申請 →失業給付金の受給が開始される前日まで扶養の認定をします（給付制限期間がなく、失業給付金をすぐに受給される方は③以降に提出）。</p> <p>②失業給付開始：海空運健保に扶養削除の申請 + 国民健康保険等に加入手続き →健康保険被扶養者異動届（減）、雇用保険受給資格者証のコピー（支給開始日記載のもの）を海空運健保に提出</p> <p>③失業給付終了：扶養再加入手続き + 国民健康保険等脱退の手続き →健康保険被扶養者異動届（増）、雇用保険受給資格者証のコピー（支給終了日記載のもの）を提出</p> <p>失業給付金の受給額が以下の場合は受給中でも被扶養者として認められます。</p> <p>[以下の年齢区分以外・・・日額：①3,612円未満] [19歳以上23歳未満・・・日額：②4,167円未満] ※ [60歳以上・・・日額：③5,000円未満] ※配偶者の場合は、①もしくは③</p>
㉚ 離職者で失業給付金を受給しない場合	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増） <input type="checkbox"/> 現況届 <input type="checkbox"/> 退職証明書（退職日が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 住民票（夫・妻不要） <input type="checkbox"/> 所得証明書等 <input type="checkbox"/> 雇用保険（失業等給付金）に関する誓約書	

	主な必要書類	特記事項
㉔子が生まれた場合	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増）	<p><海空運健保で配偶者が被扶養者として認定されていない方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦共同扶養収入等確認書
㉕高校生以下の子を扶養にする場合	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増）	<p><海空運健保で配偶者が被扶養者として認定されていない方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦共同扶養収入等確認書
㉖大学、専門学校等の子を扶養する場合 （全日制に限る）	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増） <input type="checkbox"/> 在学証明書（コピー）	<p><海空運健保で配偶者が被扶養者として認定されていない方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦共同扶養収入等確認書
㉗在学者以外の子を扶養にする場合 高校・大学・専門学校等卒業後、就労していない子、就労しているが収入が扶養限度額内の子、夜間制の学校に通学している子、退職した子、養子である子	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増） <input type="checkbox"/> 現況届 <input type="checkbox"/> 所得証明書等 <input type="checkbox"/> 住民票 ※退職した子の場合、上記の証明に加え、「離職者」で必要な添付書類も併せてご提出ください。	<p><別居している方></p> <p>銀行（郵便）振込の控え、現金書留の控え、預金通帳（コピー）等（申請前1カ月分）</p>
㉘父母・祖父母・曾祖父・兄弟姉妹等の場合	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増） <input type="checkbox"/> 現況届 <input type="checkbox"/> 所得証明書等 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本	<p><別居している方></p> <p>銀行（郵便）振込の控え、現金書留の控え 預金通帳（コピー）等（申請前1カ月分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制の学生、高校生以下の方は不要 ・現在は無職でも直近1年以内に収入があった場合、上記㉗の「離職者」を参考に必要な添付書類を併せてご提出ください
㉙上記以外の三親等内の親族 被保険者と同居が要件が必須となる方	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増） <input type="checkbox"/> 現況届 <input type="checkbox"/> 所得証明書等 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本	<p><全日制の学生（大学、専門学校等）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学者証明書（コピー） <p><対象者></p> <p>例）義理の父母、叔父、叔母 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は無職でも直近1年以内に収入があった場合など、上記㉗の「離職者」を参考に必要な添付書類を併せてご提出ください
㉚被扶養者が海外在住の場合	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届（増） <input type="checkbox"/> 現況届 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 生計維持関係の確認書類 <input type="checkbox"/> 海外特例要件に該当することを証明する書類 【海外留学をしている学生の場合】 査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書（コピー）等 【ボランティア活動その他就労目的以外で海外渡航している方の場合】 査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書（コピー）	<p><<被保険者と海外認定対象者が同一世帯である方>></p> <ul style="list-style-type: none"> ○続柄が確認できる世帯全員の住民票 ○被保険者と同一世帯であることを確認できる公的証明書またはそれに準ずる書類 <p><<被保険者と海外認定対象者が同一世帯に属していない方>></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公的機関または勤務先から発行された収入証明書、または、収入がないことを証明する公的証明書またはそれに準ずる書類 ○被保険者からの仕送り額が確認できる金融機関発行の振込依頼書または振込先の通帳の写し <p>※外国語で作成された書類である場合は、日本語の翻訳文を添付ください。翻訳文には翻訳者の署名が必要です。</p>